

広島県告示第三百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年七月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三次市青河町地内		土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
片山（五四二三）	急傾斜地の崩壊	片山（五四二三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
片山（二二四七〇）	急傾斜地の崩壊	片山（二二四七〇）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
中峠（二二四六九）	急傾斜地の崩壊	中峠（二二四六九）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
青河町（二六一八―一）	急傾斜地の崩壊	青河町（二六一八―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
青河町（二二四七五）	急傾斜地の崩壊	青河町（二二四七五）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
阿部地（二二四六六）	急傾斜地の崩壊	阿部地（二二四六六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
阿部地（二二四六六―一）	急傾斜地の崩壊	阿部地（二二四六六―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
稼地（二二四六七）	急傾斜地の崩壊	稼地（二二四六七）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
稼地（二二四六七―一）	急傾斜地の崩壊	稼地（二二四六七―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法

片山(一二四七〇―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	片山(一二四七〇―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片山(一二四七〇―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	片山(一二四七〇―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片山(一二四七〇―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	片山(一二四七〇―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片山(一二四七〇―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	片山(一二四七〇―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片山(一二四七〇―五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	片山(一二四七〇―五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片山(一二四七〇―六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	片山(一二四七〇―六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松谷(三四三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松谷(三四三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片山(一二四七〇―七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	片山(一二四七〇―七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
原田(四一八二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	原田(四一八二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松谷(五四二四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松谷(五四二四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松谷(五四二四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松谷(五四二四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松谷川(五一四七)	土石流	次の図のとおり	阿部地川本川(五一四七)	土石流	次の図のとおり
糠地川(三二六)	土石流	次の図のとおり	糠地川(三二六)	土石流	次の図のとおり
松谷川(五一四六隣1)	土石流	次の図のとおり	松谷川(五一四六隣1)	土石流	次の図のとおり
松谷川(五一四六隣o)	土石流	次の図のとおり	松谷川(五一四六隣o)	土石流	次の図のとおり
松谷川(五一四六隣k)	土石流	次の図のとおり	松谷川(五一四六隣k)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。